

『図解 障害者総合支援法早わかりガイド』 正誤表

(該当刷①、②)

ページ	訂正箇所 (行) (見出し・表の 行数を含む)	誤	正
57ページ	療養介護 3行目～5行目	医療を要する者であって、かつ、常時介護を要し、障害程度が一定以上の障害者	医療を要する障害者であって、かつ、常時介護を要し、障害程度が一定以上の者
57ページ	生活介護 3行目～4行目	常時介護を要する者であって、障害程度が一定以上の障害者	常時介護を要する障害者であって、障害程度が一定以上の者
58ページ	10行目	障害者・障害児に対し、	障害者に対し、
58ページ	24行目	困難を有する者に対しても、	困難を有する障害者・障害児に対しても、
59ページ	13行目～ 14行目	障害者・障害児に対して、	障害者に対して、
59ページ	21行目～ 22行目	知的障害者・知的障害児と精神障害者・精神障害児であって、	知的障害者と精神障害者であって、
60ページ	3行目	必要とする人に対して、	必要とする障害者に対して、
60ページ	10行目	重症心身障害者・重症心身障害児で	重症心身障害者で
60ページ	14行目	必要とする障害者・障害児に対し、	必要とする障害者に対し、
61ページ	12行目～ 13行目	生活訓練は知的障害者・知的障害児と精神障害者・精神障害児の	生活訓練は知的障害者と精神障害者の
63ページ	自立訓練 機能訓練 1行目	入所施設・病院を退所・退院した者であって、	入所施設・病院を退所・退院した障害者であって、
63ページ	自立訓練 生活訓練 1行目	入所施設・病院を退所・退院した者であって、	入所施設・病院を退所・退院した障害者であって、
63ページ	就労移行支援 1行目	次に掲げる者であって、	次に掲げる障害者であって、
63ページ	就労継続支援 A型(雇用型) 1行目	次に掲げる者であって、	次に掲げる障害者であって、
63ページ	就労継続支援 B型(非雇用型)	次に掲げる者であって、	次に掲げる障害者であって、
64ページ	同行援護 1行目	移動に著しい困難を有する人に、	移動に著しい困難を有する障害者・障害児に、

ページ	訂正箇所（行） （見出し・表の 行数を含む）	誤	正
64ページ	行動援護 1行目	自己判断能力が制限されている <u>人</u> が行動するときに、	自己判断能力が制限されている <u>障害者・障害児</u> が行動するときに、
64ページ	重度障害者等 包括支援 1行目	介護の必要がとて <u>も高い人</u> に、	介護の必要がとて <u>も高い障害者・障害児</u> に、
64ページ	短期入所（ショートステイ） 1行目	自宅で介護する人が病気の場合などに、	自宅で介護する人が病気の場合などに、 <u>障害者・障害児</u> に、
64ページ	療養介護 1行目	医療と常時介護を必要とする <u>人</u> に、	医療と常時介護を必要とする <u>障害者</u> に、
64ページ	生活介護 1行目	常に介護を必要とする <u>人</u> に、	常に介護を必要とする <u>障害者</u> に、
64ページ	施設入所支援	施設に入所する <u>人</u> に、	施設に入所する <u>障害者</u> に、
64ページ	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する <u>人</u> に、	一般企業などへの就労を希望する <u>障害者</u> に、
64ページ	就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な <u>人</u> に	一般企業などでの就労が困難な <u>障害者</u> に
64ページ	福祉ホーム	住居を必要としている <u>人</u> に、	住居を必要としている <u>障害者</u> に、
117ページ	7行目	移動に著しい困難を有する <u>人</u> に、	移動に著しい困難を有する <u>障害者・障害児</u> に、
118ページ	5～6行目	その介護の必要の程度が著しく高い <u>人</u> に対して、	その介護の必要の程度が著しく高い <u>障害者・障害児</u> に対して、
119ページ	2行目	環境に配慮して行なう <u>児童デイサービス</u>	環境に配慮して行なう <u>放課後等デイサービス</u>
119ページ	11行目	また、在宅サービスや <u>児童デイサービス</u> の実施主体が	また、在宅サービスや <u>放課後等デイサービス</u> の実施主体が
119ページ	18行目	平成22年の改正 <u>障害者自立支援法</u> により	平成22年の改正 <u>児童福祉法</u> により
119ページ	23行目～ 24行目	平成22年の改正 <u>障害者自立支援法</u> により	平成22年の改正 <u>児童福祉法</u> により
128ページ	17行目～ 18行目	就労継続支援（雇用型）での就労経験がある <u>人</u> であって、	就労継続支援（雇用型）での就労経験がある <u>障害者</u> であって、
132ページ	20行目	この特例は、 <u>共同生活介護、（グループホーム）</u> にもあてはまります。	この特例は、 <u>ケアホーム、グループホーム</u> にあてはまります。

【誤】

市町村		
障害児通所支援	児童発達支援	各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業が一元化され、児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に再編された。これにより、さまざまな障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるようになる
	医療型児童発達支援	①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域にいる障害児や家族への支援」「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施 ②児童発達支援事業 通所利用の障害児に対する支援を行なう身近な療育の場

【正】

市町村		
障害児通所支援	児童発達支援	各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業が一元化され、児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に再編された。これにより、さまざまな障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるようになる。
	医療型児童発達支援	①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域にいる障害児や家族への支援」「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施 ②児童発達支援事業 通所利用の障害児に対する支援を行なう身近な療育の場